

●香川県告示第444号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、福田加入区について、平成16年香川県告示第661号による保険に付すべき義務は、平成20年10月4日限り消滅したので告示する。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀